

共同研究の歩み

平成18年11月 科学研究費補助金 基盤研究B 計画調書提出
平成19年3月 内定通知

《平成19年度》

- 平成19年9月14日 第1回研究会開催
報告者：長田真里(大阪大学 大学院 法学研究科 准教授 研究分担者)
「ヨーロッパEU域内における国際私法の統一」
- 平成19年11月 研究代表者床谷文雄がドイツ・オーストリアに調査旅行。
ドイツでは、国際私法・比較私法研究者として著名なニナ・デトロフ教授
(国際家族法学会理事)の主宰するヨーロッパ・国際比較家族法研究所
(ボン大学)を訪問し、欧州域内における家族法の統一動向(欧州婚姻法の提案)
について聞き取り調査を行い、ヨーロッパにおけるEUおよび非EU国(スイス)
との比較、また、日本の法事情と比較しつつ、意見交換を行った。
オーストリアでは、ベアテ・フェアシュレーゲン教授(ウィーン大学)の研究所を
訪問し、オーストリア家族法の特徴について調査した。
- 平成20年3月17・18日 国際ワークショップ開催
ゲストスピーカー：Michael G. Plummer 氏
(Professor of International Economics The Johns Hopkins University)
テーマ：
17日 “External trade relations in Europe”
18日 “Structural change in Europe and its implications for trade”
- 平成20年3月 研究協力者の福嶋由里子(大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程)が
スイスに調査旅行。
研究課題に関係する大学及び行政機関(ジュネーブ：ジュネーブ市男女共同参画局、
国連人権高等弁務官事務所ジェンダー・ユニット、ベルン：スイス連邦男女共同参画局、
ベルン大学ジェンダースタディセンター)を訪問し、欧州家族・ジェンダー法研究に
ついて聞き取り調査を行い、ヨーロッパにおけるEUおよび非EU国(スイス)との比較、
また、日本の法事情と比較しつつ、貴重な意見交換を行った。

《平成20年度》

- 平成20年4月 連携研究者の内記香子がアメリカに調査旅行。
Georgetown大学の(ロンドンからの)visiting professorであるProf.Joanne Scott
(University College London)およびProf.Andorea Biondi(Kings College London)
より、EU法の「貿易と環境」の問題につき、制定法の説明・判例の発展状況に
ついて説明を受けた。また、教授らの情報に基づき、現地で文献を収集した。
さらに、滞在中に行われたEU法および通報法関連の談話会に参加し、意見交換を
行った。
- 平成20年8月 連携研究者大槻恒裕がフランスに調査旅行。
フランス、トゥルーズで開催されたEARIE2008学会に参加し、EU制度に対する
新加盟国の対応について最新の研究に学び、また他の研究者との意見交換を行った。
- 平成20年9月9日 連携研究者内記香子の研究報告会
「遺伝子組み換え産品(GMO)許可に関するEUのマルチアクター、マルチ・ガバナンス」

平成21年1月～ 研究協力者徳永恵美香(大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程)が「家族と人口の動態変化の調査」を開始。

平成21年2月20日 国際ワークショップ開催
ゲストスピーカー: James Prest 氏(オーストラリア国立大学 法学部 講師)
テーマ:
「Trading Our Way Out of the Climate Crisis?
Japanese Australian Responses Compared」
報告者: 大久保規子(大阪大学 大学院 法学研究科 教授 連携研究者)
「日本の環境法研究の視点から」
気候変動の問題からエネルギー転換の政策について、オーストラリア、日本、ヨーロッパを比較して詳細な分析が行われた。
それぞれの国において、置かれている自然環境や経済情勢の違いを踏まえながらも風力、地力その他の自然エネルギー資源の活用と再利用、総合的運用の必要があることが示された。
また、連携研究者の大久保教授からは、環境基準についてのEUスタンダードの観点からの分析が行われた。

平成21年3月 研究代表者床谷文雄がニュージーランドに調査旅行
国際家族法学会の年報編集責任者を務める著名な家族法研究者であるビル・アトキン教授(ビクトリア大学法学部)と研究課題に関して意見を交換し、ニュージーランド法の最新の動きについて資料を得た。
また、カンタベリー大学法学部のカルドウェル教授とは、ニュージーランドから見たイギリス法ないしEU法の意義付けについて協議し、カナダ法との関係などについて研究を進めるべきことの助言を頂いた。
さらに、カンタベリー大学のナショナルEU研究センター所長のホランド教授のほかEU法専門の2名の教授から最新の研究情報を得るとともに、EU法基準の意義について議論した。

平成21年3月 研究協力者福嶋由里子(大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程)がロンドンに調査旅行。
科研課題について、研究者や関連機関など(the Citizens Advice Bureau, Silver Moon Book, YWCA of England of Walls, Prof.Edward.Susan, The PPP Organisation)を訪問し、聞き取り調査及び資料収集を行った。

《平成21年度》

平成21年6月22・23日 講演会開催
ゲストスピーカー: Nina Dethloff 教授(ボン大学 法学部)
ドイツ・ヨーロッパ国際家族法研究所所長・国際家族法学会理事
テーマ:
22日 「European Marriage – An Optional Model for Transnational Partnerships」
23日 「Kindschaftsrecht des 21.Jahrhunderts
– Rechtsvergleichung und Zukunftsperspektiven」
22日は、EU諸国における家族法の統一、標準化の作業に関して、EU婚姻法制定の意味、内容について紹介し、問題点について検討した。
23日は、ドイツを中心として、欧州諸国、さらには米国、豪州とも比較しつつ、21世紀の親子法の展開について講演を行い、討議を行った。
2つの講演を通じて、欧州諸国での家族法の調和・統一について最新の情報を得ることができ、意見を交換することにより、研究上の有益な成果を得ることができた。
また、日独研究交流の基盤をさらに強化することができた。

平成21年9月 連携研究者大久保規子がドイツに調査旅行

ギーゼン大学においては、最近の行政法の諸問題に関するシンポジウムに出席し、とくに環境法セッションの参加者と、環境公益訴訟、土壌汚染対策、水管理等におけるEU法とドイツ法の関係について意見交換を行った。

ドイツマールブルク大学のベーム教授とは、主にオース条約、情報アクセスに関する意見交換を行い、今後の共同研究のあり方について検討した。

ビュルツブルク行政裁判所においては、副裁判長で、欧州行政裁判官協会環境法委員会委員長のヘルマン裁判官に、EU環境訴訟の動向およびそのドイツへの適用問題、ドイツの特色などについてヒアリングを行った。

レーゲンスブルクおよびシュットガルトでは、主な環境団体訴訟の原告である

BUNDのバイエルン州およびバーデンビュルデンブルク州の各事務局長

(バイエルン事務局長は弁護士でもある)に、公益団体訴訟の実態、オース条約、EU指令のドイツ国内での適用上の具体的問題等について、ヒアリングを行い、意見交換を行った。

平成21年11月27日 講演会開催

講師： 阪本恭子氏(ノートルダム清心女子大学 人間生活学部 講師)

「欧州(ドイツ・オーストリア)における

赤ちゃんポストとこうのとりのゆりかご」の現状報告

欧州特にドイツ・オーストリアにおける赤ちゃんポストの実情について紹介し、その問題点を分析した。この問題は、欧州他国にも見られ、共通の問題となっているだけでなく、日本にも影響を及ぼし、熊本の病院が実践しているが、その比較検討が行われた。欧州人権条約との関連などもあり、EUレベルでの規制が今後の課題である。

平成22年2月

研究代表者床谷文雄がドイツに調査旅行。

ベルリン自由大学、ベルリンフンボルト大学各法学部図書館での文献調査、ドイツ連邦児童保護連盟(ベルリン)、児童青少年局(マールブルク)における実務担当者からの聞き取り、家庭裁判所・世話裁判所各裁判官からの聞き取り(マールブルク)、代表的な家族法研究者であるダグマール・ケスター＝ヴァルチェン教授(ゲッティンゲン大学)、トビアス・ヘルムス教授(マールブルク大学)、ルードヴィヒ・サルゴ教授(フランクフルト大学)、ニーナ・デトロフ教授(ボン大学)から、現在のドイツおよび欧州における家族法の現状の問題点、ならびにEUにおける家族法の調和のための研究動向につき、先端的な情報を得るとともに、課題に関する意見を交換した。